

## 第4回長野県多文化共生推進指針改定検討会 議事録（案）

日 時：令和元年（2019年）11月28日（木）  
時 間：午後2時から午後4時  
場 所：長野保健福祉事務所301～303号会議室

### 1 開 会

#### ○春原企画幹

本日はお忙しい中、「第4回長野県多文化共生推進指針改定検討会」にご出席いただきまして、ありがとうございます。それでは座って進行させていただきます。

長野県多文化共生推進指針の改定に向けまして、本日まで3回の検討会を開催させていただき、皆様からご意見を頂戴してまいりました。

本日が最終回となるわけですが、今までのご意見等を踏まえ、改定案をお示しさせていただきました。これをもとに、本日も議論をいただきまして、いただいたご意見をもちまして、山脇座長と再度内容を調整させていただいた上で、パブリックコメントを実施させていただく予定でございます。

その後、皆様からいただきましたご意見やパブリックコメントでのご意見を最大限尊重させていただきながら、来年3月を目途に、県として最終案を策定してまいる予定でございます。

皆様からご意見を頂戴いたしますのは本日が最終回となりますので、活発なご議論をお願いしたいと思います。

日程でございますが、お手元に配布してございます次第に従いまして進めます。終了は4時ごろを予定しておりますので、皆様のご協力をお願いいたします。

それでは早速、議事に入りたいと思います。これより進行を山脇座長をお願いいたします。

### 2 議 事

#### ○山脇座長

それでは、ただいまから議事を進めていきたいと思っておりますので、皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。本日、最終回となりますので活発にご議論をしていただければと思います。

本日は新しい指針の基本目標、施策目標、背景、そして施策の柱と主な施策の展開について、そしてまた各役割に関しまして、順番にご議論をいただきたいと思っております。

#### 資料1 外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関の選出について

#### ○山脇座長

議論に先立ちまして、前回の検討会におきましてご質問がありました、外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関の選出に関しまして、まず担当課からご説明いただきたいと思っております。

#### ○医療推進課

健康福祉部医療推進課の堀内と申します。前回の検討会につきましては、別の会議が重なっており出席できずに大変申し訳ございませんでした。

前回の質問を含めまして、外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関の選出につきまして

取り組みを進めておりますことについて、ご説明させていただきたいと思います。

それではお手元の資料、右肩に資料1と記載のあるペーパーをご覧ください。着座にて説明をさせていただきます。

まず1番の概要でございますけれども、厚生労働省と観光庁の連盟の依頼通知によりまして、拠点的な医療機関を選出することとなっております。2番目の拠点的な医療機関の選出要件と本県の考え方でございますけれども、2つの区分がございます。1つ目が入院を要する救急患者に対応可能な医療機関ということで重症例の患者に対応できる医療機関と、2つ目が比較的軽症の患者さんの受け入れ可能な医療機関です。それぞれ、本県の考え方いたしますと、1つ目が4ブロックごとに1カ所以上、2つ目が、二次医療圏ごとに1カ所以上、選出をしていきたいということで進めてまいりました。

国の考え方でございますけれども、今回の依頼につきましては各都道府県がこれまで構築した既存の医療提供体制に変更を求めるものではないと、各県の状況に応じて適切な体制の構築を依頼するものとされています。

今回、提出したリストの情報につきましては政府や、医療機関等から特段の申し出がない限り自治体や、民間事業者に提供され、定期的に更新されること。また、国の方でも都道府県に対して、助言や支援を行いまして、PDCAサイクルを回していく予定とされているところでございます。

項目3番の本県の選出方法でございますけれども、既に観光庁が公表しております訪日外国人旅行者受け入れ医療機関リストというものがございまして、こちらに掲載されている医療機関に対し、今回は募集を行い、医療機関様の意思を確認した上で選定を行ってまいりました。

選定におきましては多文化共生部門として県の国際課、観光部門として、県の国際観光推進室、医療部門として私どもの医療推進課で集まりまして、選出会議で拠点的な医療機関の選出について検討してまいりました。その際には、医師会の飯塚様にもオブザーバーとして出席を依頼させていただきまして、ご意見をいただいたところでございます。

選出会議の後に、9月30日付けになりますけれども、医療機関リストを作成して厚生労働省に提出をいたしました。そのリストというものが2枚目でございます医療機関でございます。

最後に、今後の経過という部分でございます。今年は5月末が第1回の国への回答期限ということでございましたけれども、国の依頼から期間が短かったということで、この期限のタイミングでの提出は長野県としては見送りました。

第2回の提出期限が9月末となっております。このタイミングで長野県として2枚目のリストを提出しました。この2回目の提出期限に係るリストの公表は今現在されておられませんけれども、国によりまして、近々公表されていくということでございます。

今後については、2020年度以降ということでございますけれども、定期的な更新がなされていくと聞いております。

長野県といたしましても、今後も県内の医療機関における、外国人患者の受け入れ実績の把握や、拠点的な医療機関の体制強化への支援を行うなどPDCAサイクルを回しながら、今回の選出会議のあり方や、拠点的な医療機関の追加設定、今回、作成したリストの活用方法等について検討してまいりたいと考えているところでございます。以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○山脇座長

どうもありがとうございました。ただいまのご説明に関しまして、ご質問があれば受け付けたいと思いますが、いかがでしょうか。どうぞ。

○前沢様

松本市の前沢と申します。お世話になっております。

質問ですが、長野県医療情報ネットというのはどちらでやっているものになりますでしょうか。

○医療推進課

県の医療推進課で整備させていただいているところでございます。

○前沢様

そちらの情報ネットに、確か前回の時には外国語対応ができるお医者さんの方が検索できますということでお話があったかと思うんですが、検索を調べてみまして、歯科と薬局の方は言語別に探すという検索はできたのですが、お医者さんが、情報としては外国語対応はありますということなんですが、ちょっと奥に入っていないかと、どの言語が対応可能なのかというのがわかりづらいという面がありました。もし、何かシステムを変えたいような時がありましたら、対応言語の検索等をできるようにしていただくと大変、見るほうもありがたいかなと思います。これは要望になりますけれども、お願いしたいと思います。

○医療推進課

貴重なご意見、ありがとうございます。検索方法等についても、今後、改修するべきところは多々あるかと思っておりますので、なるべく検索がしやすいような方法を検討してまいりたいと考えております。

○山脇座長

よろしいでしょうか。では、他の方、ご質問があればいかがでしょうか、よろしいでしょうか。ありがとうございました。

## 資料2 多文化共生推進指針2020（案）

○山脇座長

それでは続きまして本日の主な議題であります、長野県多文化共生推進指針2020（案）につきまして、まず事務局から資料のご説明をお願いいたします。

○根橋国際課長

長野県国際課長の根橋でございます。よろしくお願いたします。では着座にてご説明させていただきます。

私からは資料2と資料3を使いましてご説明をさせていただきます。資料2の方は今回の新しい指針の全体像ということで、概要版としてご説明を申し上げます。

まず資料2で全体像について、概要につきましてご説明をさせていただきます。

今回、新しい推進指針につきましては、長野県多文化共生推進指針2020（案）ということでご提示をさせていただきました。

基本目標といたしましては、ここにあります「共に学び、共に創る しんしゅう多文化共生新時代」ということにさせていただきまして、新しい指針のコンセプトでございますけれども、従来、現在の指針につきましては、どちらかといいますと主に外国人の皆様方の生活環境の整備、生活支援、そういったところに重点を置かれていたものを、今回の新しいところでは、そ

ういった生活環境整備等を基盤、基礎としつつ、外国人の皆様と一緒に学んでいき、共に活躍できるような地域を創っていきたく、そういった思いを込めた新しい指針をつくってまいりたいということでのコンセプトとさせていただきます。

一応、それにつきまして、ここにございます施策の方向性ということで、3つの施策の目標を掲げさせていただきます。

1つ目といたしまして、多様性を活かした持続可能な地域づくり、基本的には県民の皆様方の多文化共生に関する意識づくり、全体的な地域づくりを進めていこうというもの。

2つ目といたしまして、学びとコミュニケーションによる地域づくり、これは日本語学習、外国人の皆様が地域の中で孤立することなく、共生していく社会をつくる上で日本語学習というのが非常に重要であるということで、日本語学習に絞った形の柱とさせていただきます。

これにつきましては外国人の皆様だけではなくて、やさしい日本語ということで地域の住民、日本人につきましても、やさしい日本語を通じた外国人とのコミュニケーションの取り方、そういったものについてもご提案をさせていただきます。

3つ目のところが誰もが暮らしやすい地域づくり、これにつきましては、現在の指針でもこういった柱建てをさせていただきます。基盤となる外国人の皆様の生活環境の整備をしていこうというものでございます。

特に主な現状と課題のところ、外国人の皆様に対してのアンケートを実施させていただきましたところ、ここにございますとおり、多言語での情報提供、相談体制、また日本語の学習、労働環境、医療、保健、福祉といったような要望が出されておるところでございます。

これにつきまして、それぞれの3つの施策目標に対しまして、ここにあります施策の柱ということで、一つ目の地域づくりのところでは共生モデル、まずは好事例をつくり上げて、そこを中心として多文化共生の意識を地域に広げていこうというような取り組み、また、地域住民の皆様のボランティア活動、そういったところを後押ししていこうというところ、あと外国人の皆様の活躍、交流活動の推進というようなことで、留学生を初めALTですとかCIRの方はジェットプログラムでおみえいただいている皆さんがたくさんおりますけれども、こういった皆さんと県内企業とのマッチングで県内の就職の推進ですとか、そういった部分を実施します。

学びの部分では3つに分けまして、児童生徒の日本語学習、地域における日本語教育の充実、それから先ほど申しましたやさしい日本語ということで、それぞれ外国人、日本人が共に学んでいながら新しいコミュニケーションをつくっていくようなことを、柱とさせていただきます。

最後の誰もが暮らしやすい地域づくりのところでは情報の多言語化、これはホームページの多言語化もそうですけれども、わかりやすい案内標識ですとかそういった部分、また相談体制、これは10月1日に私どもの県の方で相談窓口を充実させていただきましたけれども、そういった相談体制の充実、また労働環境の整備、生活支援、医療。今、医療のお話ございましたけれども、そういった医療、住宅、防災、そういった問題、特に今回、長野県で大きな災害がございましたが、外国人に向けた防災対策講座ですとか、災害時の支援訓練の実施ですとか、そういったものについても言及をさせていただきました。

この3つの柱に加えまして、基本的なことといたしまして関係機関との連携体制、多文化共生推進体制の整備、連携体制の構築といったものを掲げさせていただきます。

最後に国への要望といたしまして、多文化共生に係る基本法の制定につきまして、是非、国の方に要望をしていくといったところを記載させていただきます。一番右側にございますとおり、「しんしゅう多文化共生新時代でめざす社会」ということで、目標として、こういった形で、なるべくわかりやすい言葉で掲げさせていただきます。

多文化共生で取り組むところ、また、地域での交流、やさしい日本語についてみんなが知っ

ており使っているような社会、困ったときに相談できるような社会、こういった社会をつくっていくことが、まさに基本目標であるほかの学びと、しんしゅう多文化共生新時代を創っていくものだという形で、全体像を提示させていただいたところでございます。

続きまして資料3のものにつきまして、本刷でご説明をさせていただきます。

資料3につきましては、事前に皆様に配布をさせていただいたところでございます。非常に長いものでございますので、掻い摘んでご説明をさせていただくことをお許しいただければと思っております。

まず開きまして3ページでございますけれども、指針改定の趣旨といたしまして、長野県でオリンピック、パラリンピックという、世界で大きな祭典を実施したり、また多くの観光客をお迎えしているような中で、やはり県民の皆様につきましては、外国人と共生していくための下地、素地が十二分にある中で、これから新しい目標を掲げながら、まさに新しい時代をつくっていくための指針を策定していくといったところを、指針改定の趣旨として掲げさせていただいたところでございます。

おめくりいただきまして、4ページでございますけれども、指針は、私ども長野県が掲げます最上位計画であります、しあわせ信州創造プラン2.0、この関連計画として策定をさせていただくものとなり、また、外国人に対しての長野県の施策といたしましては、多文化共生、この新しい推進指針が生活全般にわたっての指針としての機能をすることとともに、ここにあります新しい外国人材の円滑かつ適正な受け入れに関するアクションプラン、こういった外国人材の皆様を長野県の中でどう受け入れていくかといったようなプランもあわせて、産業労働部を中心に今、策定をしております、この2つを持って、長野県の多文化共生社会の実現について取組を進めていくことを掲げさせていただいております。

改訂方法の中でございますけれども、一番最後の方でございますとおおり、本指針で示した取組の状況につきましては、できるだけ毎年度の公表と外部の方による検証を実施してまいりたいと、また、前回の指針は、概ね5年後を目標とさせていただきましたけれども、今後、やはり非常にスピード感がある外国人に対して大分変わったりですとか、外国人の皆様の受け入れ、長野県で暮らす外国人の皆様方が増えていくような状況、いろいろな社会情勢の変化が非常にスピード感がございますので、そういったことを踏まえまして特段、期限は定めることなく、社会情勢の変化とともに適宜、見直しを行っていきたいということを書かせていただいたところでございます。

5ページからは指針改定の背景としての県の状況ですとか、入国の関係でございます。ここは割愛をさせていただきます。

9ページでございます。課題の抽出ということで、これは前回、第3回の検討会の中でもご提示をさせていただいたものを、若干、修正させていただいたもの、またそれと共に、検討会の中で皆様からいただいたご意見について、要約させていただいた課題の抽出でございます。それぞれ多文化共生の意識等については、検討会の中では意識づくりの取組が進んでいない、また各自自治体で多文化共生の取組は、やはりなかなか進んでいないというような現状を皆様からお出しいただいております。

それから、外国人児童・生徒等の日本語教育の支援については、教育人材、人員の不足、また量的な問題もそうですけれども、質的な問題もあるんじゃないかというようなご意見を頂戴したところでございます。

3番の地域における日本語教育につきましては、やはり地域の日本語教室というのは、日本語教室を支えるのはボランティアが6割以上という現状がございますので、人的にも財政的にも非常に脆弱な状況にあるんじゃないかといったご意見をいただいたところでございます。

続きまして10ページでございますけれども、行政情報の提供・相談の多言語化、確かに多言語化というのは非常に重要ですが、非常に多くの国籍の皆様が長野県においでいただい

ている中では、多言語化にもどうしても限界がある。そうすると、住民の情報提供に向けて、やさしい日本語といったものが出てくるのではないかというようなご意見、また医療受診の支援体制については、やはり医療費の未払いといった問題が医療関係者の皆さんにとって非常に大きな問題となっている中では、やはり県内にお暮らしになっている生活者としての外国人の皆様との医療の問題と、あと長野県におみえになる観光客の皆様としての医療、そういったものを分けて考えていく必要があるんじゃないかと、そのようなお話もございました。そういったことを課題の抽出ということで、掲げさせていただいたところでございます。

おめくりをいただきまして、12ページにございますが、ここからが、本当の意味での施策の部分でございまして、2ページは方向性の展開として基本目標を掲げさせていただきまして、先ほどの、これから目指す社会の姿というのを掲げさせていただきました。

これからの日本人住民と外国人住民が地域を創るパートナーとして国籍の違い、文化の違い等を受け止め尊重する、そういったことの上で、共に学んで共に活躍できる、新しい多文化共生社会の実現を目指していったらどうかということを示させていただきました。

13ページでございます。実はこの目標、先ほど申し上げましたとおり、3つの目標を掲げさせていただきました。

地域づくり、意識づくりと日本語の学習、コミュニケーションによる地域づくり、これと生活環境の整備、こういった3つの柱に基づいた施策の展開が必要であろうということで掲げさせていただきました。

おめくりをいただきたいと思います。これが、この3つの施策目標に基づく施策の体系を表させていただきます。

施策目標に対しまして、施策の柱をそれぞれ、約10の施策の柱を掲げさせていただきまして、ここに位置付ける形でこういった主な施策を展開させていったらどうかということで、提示をさせていただきました。

一つ一つでございます。15ページでございますけれども、基本的には、一応、書き方といたしましてご説明をさせていただきますと、点のところにつきましては各施策の目指すべき方向を記入させていただいております。丸につきましては、県ではそれについてどういう取組をしていくのかということに記載させていただいているところでございます。

多文化共生モデル地域の創出と発信につきましては、柱ツリーにありました目指す姿は、多文化共生に取り組むところがたくさんあるということを目標にしていきながら、この施策としてモデル地域からの情報発信をしていきたいと。

地域づくりの過程における好事例を積極的に発信して、そういった事例を発信することで、そのモデル地域だけではなくて県内にそういった好事例を展開していくような形をとっていきたい。また意識の浸透についてはそういったモデルだけではなくて、重点的な広報啓発活動というのは当然必要といったこと。また、重要な外国人に対する人権教育の問題、そういったところを入れさせていただきました。

続きまして16ページでございますけれども、ここにコラムを掲載させていただく予定でございます。今回の指針につきましては、全部で13のコラムを掲載させていただく予定でございます。今回、皆様にご提示させていただいた、コラムの1と、一番最後のコラムの13以外は、全部空欄になってございます。申し訳ございません。現在、取材をさせていただいたりですか、それぞれ執筆をお願いするところをお願いをさせていただいております。それぞれの施策に関係するようなコラムの掲載をさせていただきまして、長野県内における多文化共生の今についてご紹介をさせていただいて、できるだけ多くの方にご覧いただけるような形を出していただければと思っております。

それぞれのところで、例えば次の17ページは松本地域での国際ふるさと祭り、こいこい松本、これは今回もご出席を頂戴しております佐藤先生にご執筆をお願いをさせていただいていると

ころでございます。こういった、いろいろな活動を掲示させていただいておるところでございます。

続きまして17ページでございますけれども、多様性を活かした持続可能な地域づくり、この地域住民の自立的、主体的活動の推進につきましては、ここにあります支援や交流のためのボランティア、地域における多文化理解の促進・推進、交流活動の支援・連携・協力推進、今回の多文化共生相談センターを、大勢の皆さんに開設をさせていただきました。それに基づきまして、新たなそのホームページを展開させていただきました。その相談センターのホームページを積極的に使って、様々な交流活動を周知、協力したいと考えております。

続きまして18ページでございますけれども、外国人等の活躍、交流活動の推進ということで、先ほどご説明しましたグローバル人材・留学生等の活躍支援のためのマッチングをさせていただくですとか、活躍をしている外国人の皆様方、長野県内に多数いらっしゃいます。そういった方をどんどんPRをさせていただく、先ほど申し上げましたホームページ等を使いましてPRさせていただくことで、そういった活動を広げていきたい。また、そういった方についてはできるだけ積極的に県としての表彰を実施させていただければと思っております。

続きまして20ページ、学びとコミュニケーションによる地域づくりの中、外国人児童生徒等の日本語教育の充実でございますけれども、こちらにつきましては児童・生徒のところについては、日本語指導を行う教員の配置ですとか、学校内での日本語教室の設置など、こういったことを長野県は国の基準を上回る形で実施させていただいておりますけれども、まだまだどうしても日本語学習の必要な義務教育の児童生徒さん、外国人の児童生徒さん約500人いらっしゃいますけれども、その全てに日本語学習が広まっているというような状況でもございません。国の基準よりもさらにしっかり、手厚くやらせていただいている長野県でもそういった現状がございますので、外国人の皆様への日本語指導、そういったことを充実に務めてまいりたいというふうに考えているところです。

先ほどもありました指針、当検討会構成員の皆様からのご意見がございましたけれども、教員の配置をしているだけじゃなくて、やはりその日本語指導といった質的なものというのも非常に重要ということがございましたので、そういった質の向上を図っていくための日本語指導を行う教員の研修につきましても充実をしていきたいと。また、その際には、そういったカリキュラムの中にやさしい日本語というものも導入していきたいというふうに考えております。

また、不就学の問題でございますけれども、本年9月に初めて文部科学省で不就学の実態調査がございました。全国で、実際に不就学は約1,000人、不就学の可能性があるといった方については約2万人弱の方がそういった状況。長野県内では不就学の皆さんは6人、不就学の可能性がある方を含めると66人というようなことがございますので、そういった不就学を、今後なくす取り組みを市町村と連携しながら実施していく。また、夜間中学の問題、市町村が設置する中学校での夜間の学校、教室でございますけれども、現在、文部科学省では47都道府県全てに1校以上の設置を目指しているわけでございますけれども、なかなか9都府県、まだ33校しかないという実態がございますので、長野県としては、地方でこういったことができるのか、この検討会の中でも、アンケートの状況については教育委員会からもご説明をさせていただいたところでございますけれども、今後もそういった部分のアンケート等を踏まえ、ご要望等をいただきながら、検討を進めていくといったところでございます。

続きまして22ページでございますけれども、地域における日本語教育の充実。これは地域の日本教室も問題が先ほどございましたけれども、長野県といたしましては平成30年、昨年から計画的に日本語教師を支えるような新たなボランティア、日本語交流員との養成を進めております。

現在、平成30年度実績では56名、本年度も40名程度の養成をしております約100名、ここで日

本語交流員の養成を修了する予定でございます。こういった方を、地域の日本語教室の方にマッチングさせていただきながら、人的な支援ということさせていただければというふうに考えております。

一番最後のところに、日本語教育等人材バンクの創設をしたいと考えております。これは具体的には日本語教育の人材ですとか、交流員、日本語教室、日本語教育機関等を登録して、それぞれのところと連携しながら地域ですとか企業等での日本語教育の体制を支援していく。具体的に、私ども長野県に今年度も企業の方から日本語の指導をする先生をご紹介いただけないかというような要望があったりしております。現在は、そういった名簿がないものですから、その要望にお応えできていないような状況がございますので、是非、来年度以降、そういったことも取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして24ページのやさしい日本語ですが、今回、長野県に台風19号の問題が発生いたしましたけれども、その中で防災ツイッターで、やさしい日本語でのツイート長野県として発信させていただきまして、非常に多くの反響がございました。4万回以上、リツイートがされたということで、私ども国際課なり、危機管理部の方に取材があったというような状況でございます。それだけ、やさしい日本語での発信というものについても、関心が寄せられている状況があります。これを一つの契機といたしまして、危機管理、防災的な部門でも、もちろんやさしい日本語は大きな役割をいたしますけれども、一般的なコミュニケーションにおけるやさしい日本語の役割といったものを是非地域、学校、事業者に普及していききたいということで、これを政策の柱とさせていただいております。

25ページでございますけれども、情報の多言語化でございます。これにつきましては、先ほどもありましたが、外国人の皆様が要望する中でも非常に多い部分でございます。

広報活動もそうでございますけれども案内標識、ホームページ、いろいろな場面での多言語化を進める。さらに、先ほど申しました多言語化の限界もございますので、やさしい日本語について実施していくといったところでございます。

続きまして26ページ、相談体制でございますけれども、長野県多文化共生相談センターは、県のセンターとして設置させていただきましたけれども、相談対応をするだけではなく、例えば、外国人の皆様が一番身近な市町村における相談体制の充実も支援していききたいと考えておりまして、そういった体勢づくりを進めていきたいというふうに考えているところでございます。

続きまして27ページ、労働環境の整備でございます。これにつきましても、検討会の中でいろいろとご意見を頂戴したところでございます。

職場でのコミュニケーションの重要性、また、職場で活躍するためのビジネスレベルでの日本語能力の習得、そういったものが重要だということを記載しております。

先ほどの日本語教育等人材バンクの話がございましたけれども、企業さんからもそういったご要望に対してしっかりとお応えできるような支援をしていったり、日本語教室に対する企業側の支援、そういったところについての呼びかけを行っていききたいと考えております。

職場内共生といったこともお話がございました。大企業における適切な就労環境の提供、職場内の多文化共生について、様々な機会を捉えて呼びかけを行う必要があると。

企業に対する相談体制、外国人労働者の皆様に対しての、企業におかれましても様々な悩みがございます。そういったことに対して相談を実施する、アドバイスを実施するための相談体制の充実について、今後、検討していききたいということ。外国人が働きやすい就労環境の整備といったことで、先進的な取り組みとか、活動事例の収集、発信といったことに支援をしてみたいと考えております。

続きまして生活支援、28ページですけれども、医療・住宅・防災等でございます。

医療につきましては、先ほどのそういった医療、外国語対応が可能な医療機関ですとか、薬



局の情報について広く周知していくということ。また、先ほど申しました医療保険制度、また旅行保険、そういった加入についての呼び掛け、また住宅確保についての環境整備、外国人の皆様を忌避する家主さんもしらっしゃいますので、そういったことがないような形での体制の整備といたしまししょうか、そういった情報提供、外国人の皆様が住居を借りる場合の支援策について検討してまいりたい。

また、防災知識の普及、災害対策の充実でございますけれども、災害多言語支援センターの立上げについて実施するとともに考えていくこと。現在も実施させていただいておりますけれども、外国人向けの防災対策講座ですとか、災害時の支援訓練を継続して支援してまいりたいといったことがございます。以上が施策の柱についてのご説明です。

最後に多文化共生の推進体制につきまして、それぞれの役割をまとめて掲載させていただいております。

県につきましては、多文化共生の先導役としてしっかりと対応してまいる必要があるかと思ひまして積極的な広報は当然のこととして、この指針に基づいた施策を県庁全体として推進をしていく必要があると。

また、市町村につきましては、やはり外国人に最も身近な自治体でございますので、市町村の実情はございますでしょうけれども、生活支援、日本語教育、外国人の方が日常生活を営む上で必要ないろいろな施策の推進に取り組んでいただきたいということ。情報の多言語化の問題、やさしい日本語の問題についても、情報提供の体制をつくっていく必要があるということ。

教育機関につきましては、それぞれの日本語教育の重要性に基づいた様々な取り組みが重要。児童生徒、保護者の問題も、ここの検討会の中でございました。学校に通っている外国人の児童生徒さんは、そういった中で日本語もだいたい話せるようになるんですけども、親御さんがなかなか日本語を理解できないために、学校と親御さんとの間で意思疎通が図れないといった問題もございまして、そういったことに対するケアも重要であるところを提示させていただいております。

30ページでございますが、関係機関といたしまして、経済団体につきましては人権の尊重は当然でございます。それと労働関係法令の遵守、適切な雇用を行うための取組。

また、労働団体については労働環境整備、法令を遵守し、労使一体となって外国人労働者の自主性や気持ちよく働けるための体制づくりが必要だろうということでございます。

地域の日本語教育については、日本語教室の課題として、担い手の確保が非常に大きな問題になっているというという話もございまして、私どももそういった形で支援をさせていただきますが、地域の日本語教室としても積極的な担い手の確保が求められるといったところ。学習と地域をつなぐための拠点としての役割、これは外国人の皆様にも日本語を教えるといったことだけではなくて、例えば日本の文化、日本におけるマナーを伝えるですとか、そういった多文化共生について様々な役割を担うような、多文化共生の拠点としての役割が期待されるのではないかと。

大学、専門学校については、学校でございますので、多文化共生を担う人材の育成ということがまず重要かと思っております。多文化共生に関する調査研究、施策立案への支援等、行政と連携した取組が望まれると。

企業につきましては、先ほど経済団体でもありましたとおり、人権の尊重、労働関係の法令の遵守、これはもう最低限のことでございますけれども、やはり外国人労働者ですとか技能実習生の皆様への日本語教育の機会の提供や労働相談、また、生活ガイダンスの積極的な提供、コミュニケーションを取るにあたっての、やさしい日本語の使用もこれから必要になってくると思ひます。

さらには法例遵守の観点を取り入れながら、調達先や取引先の選定においてもこういった法令遵守ですとか、多文化共生の関係についての意識づくりということが重要だと考えていると

ころでございます。

県民の皆様については、やはり今後主役でございますので、それぞれの国籍や文化の違いを尊重し、理解をして生活すること。それと積極的に多文化共生社会づくりに参加をしていただきたい。ボランティア活動もそうですけれども、そういった面が求められると考えております。

一番最後、国でございますけれども、やはり私どもといたしましては多文化共生についての基本法、今回、日本語教育についての法律はできましたけれども、日本語教育だけではなくて、それを含めた多文化共生全般についての基本法を早期に制定していただいて、そういった社会の実現に取り組んでいただきたい。

また、昨年12月に出された総合的対応策を考えた施策の速やかな実施ですとか、自治体等に対する適切な財政支援が望まれるところでございます。

以上、駆け足でご説明をさせていただきましても、多文化共生推進指針、新しい指針の概要につきましてご説明をさせていただきました。どうぞよろしくお願いをいたします。

#### ○山脇座長

どうもありがとうございました。

私からは1点、情報提供したいと思います。本日のこの指針の中で、日本語教育の話題が何回か出てきているんですけれども、先週の金曜日に国の日本語教育推進関係者会議が文化庁で開かれまして、そこで日本語教育推進に関する国の基本方針の骨子素案が提示され、この基本方針に関する具体的な議論が始まりました。

この後、あと2回、この会議が開かれて、その上で来年の6月に国の日本語教育に関する基本方針が策定されるそうです。

それを踏まえて、今後は各都道府県が、それぞれの日本語教育の指針を策定することになるかと思えます。以上、情報提供でした。

それでは、ここから今回の新しい指針に関して、最後の議論を進めていきたいと思いますが、資料2は資料3の指針の概要ということなので、資料3を順番に議論をして、最後に資料の2に進みたいと思いますが、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、資料の3ですけれども、3ページに指針改定の趣旨として、趣旨、指針の位置付け、改定方法、SDGsの説明がありますが、まずここに関して何かご質問、ご意見がある方、いらっしゃいますか。こちらはよろしいですか。はい、どうぞ。

#### ○飯塚様

3ページの「共にこれからの地域社会を創造する」そのあと括弧が入って、(しんしゅう多文化共生新時代を創造する)と、創造するものが2つあるという理解でよろしいのでしょうか。

#### ○山脇座長

そうですね、ちょっとこれは重複している感じがいたします。

#### ○根橋国際課長

ありがとうございました。確かに重複していると思います。修文を考えたいと思います。

#### ○山脇座長

日本語の問題だと思うんですが、うまくつながるように修正案を考えたいと思います。よろしいでしょうか、ご指摘、ありがとうございました。他にはいかがでしょうか。

#### ○佐原様

東御清翔高校の佐原でございます。ただいまのご説明で全体的に多様な課題、論点が整理されていて非常にわかりやすい指針を提示していただいたと思っています。

質問ですが、3ページから4ページにかけて「指針改定の趣旨」や、「改定方法」についての説明があります。「改定方法」のところで、「適宜柔軟に見直」していくとあります。それでいいと思うんですけども、現行の指針は2015年に策定したものを、5年後に見直しをすると明言されている。

そもそも、この指針というもののあり方とか位置付けとか、いわゆる期限を区切ってその計画の成果を見ていく。いわゆる計画とかそういうものではなく、もっと根本的な方針を示している。だから、計画の達成だとか、そういうものはもちろん見ていくんだけど、指針そのものは柔軟に、毎年見直していきましょと、そういう趣旨でよろしいんでしょうか。

#### ○根橋国際課長

ありがとうございます。おっしゃっていただいているとおりでございまして、前文にございます、今まで毎年度の公表ですとか検証ですとか、そういった作業が実は抜け落ちていたというふうに私も反省をしているところでございます。新たな指針につきましては、毎年、これに基づいて長野県としてこういったことをやりましたというのを是非、公表していきたい。また、外部の有識者の皆様方に、それについてご意見を頂戴しながら新しい施策を考えていきたい。是非、そういった取り組みをして、PDCAを回していくということを考えております。

そうしますと、やはり外部の有識者の皆様方からのご意見の中で、5年といわず、例えば2年、3年で大きな変化があつて、是非これは指針を見直すべきだというようなお話もあろうかと思ひます。そういった場合には5年ですとか10年ですとかということなく、そういった対応を持って、しっかりとそれを変えていけるような、そういった柔軟性を持たせたいと考えていることから、こういった形にさせていただければと思ひております。以上でございます。

#### ○山脇座長

よろしいでしょうか、はい、ありがとうございます。他にいかがでしょうか、

#### ○丸山様

この基本目標の柱にはやさしい日本語ということがあるんですが、先ほどやさしい日本語というのは外国人のためだけのものではなくて、ユニバーサルデザインの日本語というような説明があつたんですけども、全体的にここの文章を、やさしい日本語というものがいいのかと思うんですけども、それはだめでしょうか。

#### ○山脇座長

この今の3ページ、4ページの内容に関してというよりは、この指針全体の日本語の表記に関してもっとわかりやすく、やさしく書いたほうがいいんじゃないかというご質問でしょうか。

#### ○丸山様

施策のその柱にもあるということですので、その方がいいのかと思ひたんですけども。

#### ○山脇座長

そうですね、全部をやさしい日本語にするのはちょっと大変な作業かもしれません。例えば、この指針をもとに、資料2も一つの概要版だと思うんですけども、概要版をやさしい日本語版にするといったことも考えられるかなと思ひます。事務局はいかがですか。

○根橋国際課長

ありがとうございます。私も先ほど、やさしい日本語について随分アピールををさせていただきましたので、本来であればこういった行政の計画、方針、通知文章というのは、基本的にはやさしい日本語で全ての方がわかりやすいといったことを目指すのは当然だというふうに思っておりますけれども。

今、山脇座長からもお話がございましたとおり、全てというのはなかなか難しいところがございますので、例えば要約版でございますとか、そういったところでやさしい日本語版をつくるなどの工夫をさせていただきたいかなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○丸山様

わかりました。よろしく願いいたします。

○山脇座長

ありがとうございます。重要なご指摘だと思います。ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。

○飯塚様

たくさん出てくる言葉に取組、取り組むという言葉があるんですが、残念ながら最後のページのところに「り」が入っていないので直していただきたい。

○山脇座長

最後の「り」が何ページになりますか。

○飯塚様

31ページです。直していただきたい。

3、4ページについて教えていただきたいんですけども、この2の、下から2行目に「本指針と同プランに基づき、県として多様な主体と連携・協働しつつ」と書いてあるんですが、その前からいくと仮称のプランというのがあるんですね。このプランを作成するために、本指針と同プランに基づきというと、何かちょっと変な日本語になるような気がするんですが、これでいいんでしょうか。

○根橋国際課長

確におっしゃるとおり、その辺は修文をさせていただければと思っております。よろしく願いいたします。

○飯塚様

ちょっと細かいんですが、その下のSDGsの4行目の分野「陸域生態系」と書いてあるんですが、その後に「の保全」というのは、これ抜けているんじゃないかと思うんです。その前のところは、海洋資源の保全、その次は森林資源の保全になっているので、この陸域生態系の保全というのは入らないといけないんじゃないかと。

○山脇座長

そうですね、ちょっとこれほどここの引用になっていると思います。

○飯塚様

確認をしていただければと思います。

○根橋国際課長

ありがとうございます。

○山脇座長

はい、正確に読んでいただきました。ありがとうございます。

先ほどのところは、「アクションプラン（仮称）を作成します。本指針と同プランに基づき、県として」とした方がつながりがよい感じがします。無理に繋げているので、事務局として修正をお願いします。ありがとうございました。

他にはいかがでしょうか、3ページ、4ページに関してご質問はございませんか、よろしければ次に進みたいと思います。よろしいでしょうか。

続いて5ページから、6、7、8までですね。項目でいいますと、Ⅱ指針改定の背景ですね、県の状況、それから前回の指針策定以降の国等の動向が入っているところなんですけど、こちらはいかがでしょうか。

○徳井様

8ページです。日本語教育推進法成立・施行のところで、正式には日本語教育の推進に関する法律、あと22ページもございました。案のときはこの名称でしたけれども、正式名称で。

○山脇座長

そうですね、そこは正式名称に揃えたいと思います。ありがとうございます。

他はいかがでしょうか。はい、どうぞ。

○飯塚様

細かいことで、8ページなんですけれども、上から4行目に、「次いで韓国（44万9千人余）と書いてあるんですが、これ括弧がいらんんじゃないかと思うんですが。

それからその下の表がございまして。平成27年3月以降の国の動きというところですね。これは本当に細かいことで申し訳ないのですが、29年のところは、これ何か9の後が、ちょっと空いている気がして、確認をしていただきたいと思います。

○山脇座長

韓国のところは、修正が必要ですね。

表のところは、ここら辺、ちょっと整理をお願いしたいと思います。

○飯塚様

これは、私の考えが正しいかわからないんですが、この上の文章の下から3行目、「雇用情勢の改善が着実に進み」と書いてありますが、これは着実に進んでいるんでしょうか。何か、こんな堂々と書いていいのかなと。

○山脇座長

経済関係の方、いかがでしょうか。経営者協会、あるいは連合の方、この表記について何かご意見をお願いします。

○根橋様

連合長野の根橋でございます。確かに雇用情勢の改善は進んではいるんですが、これは数字上のことであると受け止めています。ここが一番の主眼点は、外国人労働者が増加した要因というのが雇用情勢の改善が進んだことによって増加したという認識が正しいのか、いわゆる一部職種の人手不足感が高まることで、そうしたところへ外国人の皆さんの就労が進んでいるということも一つの要因だと思います。雇用情勢の改善というものが、本当に外国人労働者の増加につながるというようなことかということ、私たちの認識とはちょっと違うかなというふうに思います。

○山脇座長

はい、ありがとうございます。これは国の文章の引用なのか、そもそも長野県としての外国人の分析でしょうか。

○事務局

多文化共生係長の増尾です。お世話になっております。

1の引用の案ですけれども国の資料からの引用で書かせていただいておりますが、全体の流れと、それから皆様さんのご意見を踏まえ、必要があれば、修正させていただきたいと思います。

○山脇座長

経営者協会からも、ご意見があればよろしく申し上げます。

○藤澤様

代理で出席させていただきました、藤澤令子と申します。

雇用情勢の改善が着実に進むという、改善というのは、先ほど根橋様がおっしゃったように、どういう方向でというのはちょっと私どももつかんでいませんが、外国人労働者が増えてきたということは、企業様でお話を聞くことはあります。働き方改革というところで、いろいろな状況の中でという、企業によってもやはり違ってくるので、一概にはそれは言い切れないと思います。

○山脇座長

ありがとうございました。思い切って削除してしまうとか、見直しの方向でよろしいですか。

○根橋国際課長

わかりました。

○山脇座長

ありがとうございました。他にはいかがでしょうか。ございませんか。

では、よろしければ続いて課題の抽出、こちらは、この検討会での皆さんの意見をもとに反映されると思うんですが、9ページから10、11ページまでですが、ご意見があればお願いいたします。はい、どうぞ。

○徳井様

9ページです。細かいことなんですが、一番最後の、日本語教室に実習生が増加している。これは、明確に技能実習生とかで書いたほうが良いと思います。実習生だと教育実習とか、いろいろな意味で実習を使うので、明確に書いた方が良いと思います。

○山脇座長

そうですね。この指針で、後半にも実習生がたくさん出てきますが、誤解されるとよくないので、技能実習生ということで表記は統一した方がいいのではないかと思います。事務局、よろしいですか。

○根橋国際課長

今、座長からもご指摘をいただきましたけれども、今の9ページの下段、27、30ページの部分も外国人労働者や実習生、また、7の企業のところにも実習生という言葉が出てきます。これは全て技能実習生でございますので、統一するような形にさせていただければと思っております。

○山脇座長

ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

○池田様

上田市教育委員会の池田でございます。峯村教育長の代理でまいりました。よろしくお願いいたします。

細かいことですが、9ページの2の検討会での主な意見のところですが、上から3つ目のポツ「小学校段階から進学を前提とした」とありますが、小学校の場合は義務教育であり、中学校も義務教育なので、この前の検討会で申し上げましたが、義務教育を超えてさらに高校への進学を希望している保護者がほとんどであると申し上げたので、その部分はその方がいいと思いました。以上です。

○山脇座長

そうしますと、どのように直したらよろしいでしょうか。

○池田様

小学校段階からの「高校への進学」とした方がよいということです。

○山脇座長

進学というのが曖昧なので、高校進学と入った方がよろしいということですね。事務局よろしいですか。

他はいかがでしょうか。はい、どうぞ。

○根橋様

連合長野の根橋でございます。

10ページの7の防災関係ですが、今、お話があったように、現在非常に関心が高まっているということで、検討会でもいろいろな部分で防災の関連についての意見があったと思います。見る人によっては、こういった関心が高まっている状況下において、検討会で意見が出されなかったかと思われてしまう恐れもあります。指針では十分に盛り込んでいただいておりますけれども、検討会の経過の部分にその辺の意見の反映をいただきたいと思っております。

○山脇座長

確かにそうですね。他の項目は全部、検討会の意見が入っていますが、なぜかここだけ一つも入っていないですね。

○根橋国際課長

意図的にやったというわけではございませんので、ご指摘ありがとうございます。  
いつも検討会でのご意見をこちらの方に反映させていただいておりますので。

○山脇座長

そうですね、今回の台風で関心が高まっていますので、ここは書いていくということで、ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。はい、どうぞ。

○飯塚様

長野県医師会の飯塚です。10ページの5番の就労環境等の整備というところの、下の検討会の主な意見の2番目のポツのところに労働法規の順守。この後、遵守という言葉がたくさん出てくるんですが、表記を統一した方がいいと思います。どうでしょうか。

○山脇座長

そうですね。表記がバラバラだとよくないので、統一ということでよろしいでしょうか。

○飯塚様

もう一つ、6番です。大きい丸の3番目に、これは以前いただいたものでは検討会の主な意見のほうに入っていて、そこは生活者と観光客の差別化という言葉が使われていました。今度こちらでは、生活者と観光客の差異化という言葉を使ったので、これは理由があってこういう言葉にしたんだと思うんですが、これはこういう言葉でよろしいのでしょうか、日本語について詳しい方に教えていただきたい。

○根橋国際課長

行政の中で差別という言葉は、あまりいい言葉でございませんので、できるだけ差別化というのは差異化ということで、言い換えをさせていただきました。

○飯塚様

差別化という言葉は差異化という言葉に変わるということですね。ありがとうございます。

○山脇座長

他にいかがでしょうか。

「医療問題の生活者と観光客の差異化」が、ちょっとわかりにくいので、「医療問題における」とかに変えた方がいいかなと思います。

では、他にご意見がなければ続いて次のページですね、基本目標です。基本目標はもう既に議論をしていますのでご意見がないかもしれませんが、このツリーですね、このツリー、前回、かなり意見が盛り上がった印象があるんですけども、今回改定版ということです。12ページの基本目標はいかがでしょうか。ツリーは、しんしゅう多文化共生新時代をわかりやすく説明したもののなんですが、ご意見があればいただきたいと思います。はい、どうぞ。

○飯塚様

長野県医師会の飯塚です。これも日本語に詳しい方に教えていただきたいんですけども、このツリーの上に、※で小さい字で、「しんしゅう多文化共生新時代とは」、国籍や生活習慣の



違いを受け止めと書いてあります。ほかのところにもこれと同じような言葉が出てきて、国籍や生活の違いを理解したとか、あるいは多様性を認め合いとかという、いろいろな日本語が出てくるんですけども、この「違いを受け止め」という言葉は、これどういうニュアンスの日本語なんですか。ここのところに出てきていい言葉なんですか。

○山脇座長

それぞれ違いを受け入れ、認め合いとかを使うことが多いとは思いますが。これは長野県では、よく使われている言葉ですか。どうでしょう。この、指針の中で違いを云々という言葉は、まだ、出てくるのでしょうか。

○飯塚様

下から2番目の部分です。

○山脇座長

下から2番目、これは、多分これをそこに使っているんでしょうね、こちらは文化ですね、受け止めと書いてあって。

○徳井様

私も完全な正解とかを言える立場ではございませんけれども、国際化といわれる時に、受け入れとか、認め合いとか、受け止めとか、どういうふうにするかはやはり悩みます。

それで、ちょっと私が受け止めたというニュアンスでは、受け止めというところ、気づきも入るのかなという感じですね。

理解し合いということ、完全に理解し合うというのはかなり難しい話だと思います。気付きレベルでもいいのではないかと私自身は考えておまして、そういう時は受け止めというようなニュアンスでもいいかなと。これはちょっと勝手に考えたことですので、理解し合いということ、かなりこれは難しい話で、完全に理解し合うというのは、ほとんど不可能じゃないかと思っているんですね。なので気づきのレベルという感じなのかなと思っています。これは私の主観的な考えです。

○山脇座長

ありがとうございます。他の方、ご意見がありましたらいかがですか。前回の指針はどのような表記でしたでしょうか。

○根橋国際課長

前回の指針では、施策目標の中の一つとして、多文化共生の意識づくりの中で国籍、生活習慣の違いを受け入れる意識づくりということで、受け入れるといった表現になっておりました。

○山脇座長

受け入れの方が一般的ではないかという感じもします。でも、受け止めがいけないとは思わなくても、もし受け止めにするならば、漢字より、ひらがなのほうがよさそうですが。あるいは受け入れなのか、認め合いなのか。

○徳井様

前回の受け入れるというだけではくて、意識づくりといったところに受け入れるが入っているのかと思って、受け入れる前段階の意識というところが一緒になっているのかなと思いまし

た。

○山脇座長

他の方のご意見もいただきたいと思います。行政の方は、多分、何かそういう文言もいろいろ使われていると思いますが。

○市村様

長野市の市村です。お世話様です。例えば、受け止めと受け入れの違いという、受け止めというというのは、その相手の方のご意見を自分で受けて、なおかつ相手の考えや意見を受け入れて、自分たちの考えをそこにあわせるという、ミックスとか理解し合うに近い。受け止めというのは、あくまでも受け止めるだけであって、それをどうするかは自分の考えもある。受け入れるという、それに自分たちの考えをあわせて理解し合う近い感じかなとは思いますが。

○山脇座長

ありがとうございます。松本市の方どうでしょうか。

○前沢様

受け入れだと理解も入ってくるのではないかと思います。

○山脇座長

ありがとうございます。どうぞ、春原さん。

○春原様

春原と申します。国の昔の多文化共生の報告書をたまたま持っていたものですから、認め合いという言葉を使っています。引用していますが。

○山脇座長

2006年の多文化共生プランでしょうか。認め合いがよろしいのではないかと。そうですね。

長野は長野で、独自の道を行ってもいいとは思いますが、どうですか、まだご意見をおっしゃっていない方で何かご発言があれば。

あと同じページの中で、上は生活習慣、下は文化となっています。

これはとりあえずペンディングにさせていただいてよろしいでしょうか。

続いて施策目標です。これは13ページです。大きく3つの目標ですが、ここはいかがでしょうか。前回、議論をしていただいたんですけれども、何か気になることがあればご指摘ください。

赤字が、月曜日に皆さんにお送りした後で、修正が入ったところということでよろしいですか。はい、どうぞ。

○池田様

上田市教育委員会の池田でございます。前回の会議には出席しておりませんので、的外れな意見になってしまうかなと思いますが、よろしく願いいたします。

学校教育に関することについては、真ん中のところの「学びとコミュニケーションによる地域づくり」が該当すると思います。その中で、特に学校教育の立場からすると、「日本語指導を必要とする全ての児童・生徒が適切な日本語教育を受けることができる」という点は、非常に

重要なことだと受け止めました。

それと同時に学校、あるいはもっと広く言うと、教育がこの多文化共生について、果たすべき役割というのは何だろうかと考え、ここに書いてあることはもちろんですが、何かもっと、学校全体として教育全体としての方向性といいますか、取り組むものが必要になるのではないかなという気がいたします。

と言いますのは、皆さんご存じのとおり、新学習指導要領が、来年は小学校、その次の年が中学校で、全面実施されるわけですが、その大きな柱というのが、非常に変化の激しい時代、あるいはグローバル化の時代にあって、子どもたちが社会の変化を受け止めて、学校だけではなくて、様々な人達と出会ったり、多様な価値観に触れたりして、自分の思いや考えを広げて、もっと幸せな人生を共同して創り上げていこうということが趣旨になっていると思います。

ですので、文部科学省は「地域に選ばれた教育過程」というような言い方もしていて、学校だけでは育てることができない力や資質が重要だということが述べられております。そうした考え方は、まさにこの多文化共生に非常につながるところだと感じるところであります。

そうすると、最初の「指針改定の趣旨」のところに書いていただいておりますが、今までだと、外国籍児童生徒への「支援」という形で来たんだけど、今度はそういう方向ではなくて、「共同」とか「連携」とか、「つながる」とかということを経験でも大事な柱として取り組んでいるということから、外国籍のお子さんだけの支援にとどまらず、学校教育がこれから力を入れていくことが、政策目標の中、さらにはもう少し前の段階で示されることが必要ではないかなと思っています。

実際に、先ほどコラムというお話もありましたが、上田市立の東小学校の様子を取り上げていただけるというお話があって、大変ありがたいことではあります。その内容は、「虹のかけ橋」というプレスクールの紹介ですが、この教室は、日本語教育室的な面もあるんですが、そこだけの話題ではなくて、学校全体で、多様な他者を取り入れていく活動を行っていることが取り上げられています。例えば、総合的な学習の中で、外国の難民を支援する活動とか、老人ホームとの交流とか、保育園との交流といった活動を取り入れながら、多様な価値観に触れたり、いろいろな他者とのつながりを深めたりしていくというのが、学校全体として取り組んでいることです。教育の現場と言いますか、教育を担う者としては、そのような動きがあるということ、どこかで触れていただくとありがたいと考えます。

13ページにはそうした点についてあまり触れられていないのですが、次の14ページの主な施策の13番には「多文化共生の視点に立った教育の充実」という形で触れていただいております。社会の動きとして教育に求められているものという立場で、13ページでも述べていただくことは必要ないかなということでございます。

さらにもっと前のページに遡ると、一番最初の、3ページの「指針改定の趣旨」のところで、外国の方の動きということは述べられているのですが、世の中が今、どういう方向に動いているのかあるいはどういう教育が進められていくのかといった、社会全体の動きも背景としてあることについて述べる必要があるのではないかと思います。以上です。

#### ○山脇座長

ありがとうございます。そうすると、今のご発言のご趣旨としては、13ページの学びとコミュニケーションによる地域づくりのところに、そうした学校の新しい役割を入れるということでしょうか。

#### ○池田様

多様な他者を受け入れる学校教育がこれから非常に大事にされていくという点から、それに触れる必要があると思います。

○山脇座長

そうですね、だから、それは20ページの施策13につながってくると思うんですけども、施策目標のところにもそれに関連した言及があった方がいいのではないかとということでしょうか。

○池田様

学校教育が果たすべき役割ということで、施策の方向として触れる必要があるのではないかと考えます。

○山脇座長

確かに、この学びとコミュニケーションによる地域づくりの中身を、そこだけ見ると、全部、日本語教育に特化したような形に見えるんですけども。

おっしゃられたように、この外国人児童生徒等の支援だけでなく、学校教育自体が地域とながり地域に開かれ、多様な価値に触れ、そうした子どもたちを育てていくという、そうしたことがここに含まれているほうがいいのではないかとということでしょうか。

○池田様

学校の関係としては、どのような子どもを育てるかについての記載があった方がいいのではないのでしょうか。

○山脇座長

そうすると、1行目が外国人児童生徒の話なんですけれども、2行目は地域の日本語教室なので、1行目と2行目の間に、そういった学校に期待される新しい役割というか、そういったものを言及するというところでよろしいでしょうか。

確かにこの21ページのコラム6のところ、多文化共生の学校づくりということで、とりあえず外国人児童生徒支援にとどまらない学校のあり方を紹介していくものと思っていますので、ここに、今、おっしゃられたような一文を入れられるか、事務局と相談したいと思います。

○池田様

施策の柱の中に、そうした教育の充実を行うこととしてはどうか。

○山脇座長

わかりました。施策の柱は、次の14ページですけども、ここの三本柱になっているので、ちょっとここをいじると、ここも影響してくるので、それは難しいかもしれません。ここに一行入れるのが難しければ、この20ページの施策13のところを促すような形で進めてよろしいでしょうか。

○池田様

私個人の思いでもありますので、これが全体の方向としてそぐわないということであれば、必ずしも入れるということでもなくてもいいと思うんですけども。

○山脇座長

私もお発言の趣旨に賛同しますので、そういった方向で修正できれば修正をしたいな思っておりますが、よろしいですか。

ありがとうございます。それではちょっと終了時間がもう来てしまったんですけども、次

の14ページですね、ここの体系のところについてご意見があればいただきたいと思います。

○佐藤様

信大の佐藤です。こちらの施策体系の図というのは、おそらく今後、いろいろなところで一番表に出るところだと思います。他の部分も細かいところにいろいろ議論もありますけれども、実際のところ、他のところでパッと見るとこの表、ここで評価されるのだと思います。

その点でちょっと考えてみますと、資料2の、こちらの横幅の広いA3のものと、一番下のところに国への要望「多文化共生に係る基本法の制定」というのがあるんですが、こちらの14ページの施策体系のこの表の、一番下に行として国への要望というのを上げることはできないのでしょうか。

長野県として、しっかり国への要望としてそういうものも入れているんだと、そういうことを明示する意味で、この一番下に1行追加というのを検討できないかというのを、意見として申し上げます。

○山脇座長

現在、14ページの一番下の右側に、国への多文化共生基本法制定の働きかけというのがありますが、これを独立させた方がいいというご意見でしょうか。

○佐藤様

そうですね。体勢の整備の中の一つではあるんですけども、こういう書き方のものがあるのかどうか。

○山脇座長

今後、一般に見られるものとしては、多分、この14ページよりは、おそらくこちらの資料2の方が、これから出回っていくのではないかなと思います。資料2はよろしいわけですね。囲みでなっているので。

○佐藤様

現行のものでひとまず。

○山脇座長

よろしいですか。はい、ありがとうございます。他にご意見がありますでしょうか。

○根橋様

14ページの、先ほど佐藤先生からもありましたように、3本の重点項目の柱と、それを、方向を支える基盤というところの図であろうかなと思っています。

その中で、多文化共生の推進指針の整備、多様な主体との連携体制とありますが、4ページの本指針の位置付けにもあったように、前回の指針において、やはり連携ということを中心据えてきたにも関わらず、なかなか意図した連携が深堀りできなかったというようなところもありますし、長野県、多様な主体者、それぞれ多文化共生に取り組んでいる団体が多数あるなかで、このところに連携から一歩踏み込んだ協働というものも基本軸に据えていった方がいいんじゃないかと考えます。

日頃から、それぞれの団体がお互いの特性や実情、そういったものを共有化して情報交換し、課題を共有化していくという作業がこれから求められると思っていますので、その協働という文言を是非、追加いただきたいと思っています。以上です。

○山脇座長

ありがとうございます。14ページの一番下の囲みの中で、左側に連携体制とあり、右側に連携促進、それからあと他地域との連携というのがあり、3回出てくるんですが、どうでしょうか。

○根橋様

基本軸の、「多様な主体と連携体制の構築」のところですか。  
協働というのを全面に、中心軸に据えたらどうかなと考えますが。

○山脇座長

左側ですね。「多様な主体との連携・協働体制の構築」ですね。これはいかがですか。

○根橋国際課長

ありがとうございます。今のご意見、非常に素晴らしいことだと思います。確かに連携だけでなく、様々な主体で一緒になって多文化共生を進めるということは非常に重要なことですので、その方向で修正させていただきたいと思います。

○山脇座長

そうすると、14ページを直すと、29ページの見出しの部分、多様な主体との連携体制の構築、ここも「連携・協働体制の構築」になるわけですね。ありがとうございました。他にいかがでしょうか。

○飯塚様

長野県医師会の飯塚です。この表の左から2行目の重点事業と書いてありますね、重点施策の間違いではないかと思うんですが。

○山脇座長

そうですね、そこだけ事業になっているんですね。

○飯塚様

それから、あと番号が違う、14番と15番のところを揃えるとすると、地域におけるか、地域のかと、両方、同じものに揃えた方がいいのかなという気がしましたが、いかがでしょうか。

○山脇座長

そうですね、事務局いかがでしょうか。

○根橋国際課長

ありがとうございます。確かに重点事業は間違いだと思いますので、これは重点施策のことだと認識をさせていただきました。

あと、全体的に言葉が揺れている部分につきましては、ここを含めまして、しっかりと見直しをさせていただければというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○山脇座長

パソコンで検索機能を使えばすぐチェックはできるのではないかと思うので、よろしくお願

いたします。

あとはよろしいですか。よろしければ15、施策の柱と主な施策の展開についてご覧ください。こちらに関してご意見があればお願いいたします。どなたかございませんか。

○佐藤様

信州大学の佐藤です。意見は割れるところではあるんですけども、主な施策の2として、多文化共生意識の浸透というのがあります。この検討会でも、全てにおいて、この5年間で多文化共生意識が本当に進んでいないこと、それがかなり大きなこととしては、皆さん共有されていることかと思えます。

それでこの施策に対するものとして、やはりこの具体的なものとして、7月に重点的な広報啓発を行いますというものを挙げてあるんですけども、やはりこれだけで十分なんだろうかということがあります。意識づくりが進んでいないことが全てにおいて、例えば危機意識であったり、行政の意識であったりといったものが全てにおいて、県民だけではなく、各市町村も含め進んでいない。

そういうものとして、一つの提案なんですけれども、これはあくまでも私の私見なんですけど、こここのところにもやはり、国への基本法の制定の議論そのものが意識づくりに非常にかかわると思えます。ちょうど1年前ですが、日本中でこの改正入管法について大騒ぎをし、それでかなりの意識付けがございました。それからまた急速に熱は下がって、1年で本当に下がった。

この基本法制定というのはいまもうかなり、入管法レベルの話ではなく、重要なものでもあるので、こここのところ、制定の働きかけによる意識づけを図るといったものも一つの案としてはどうかと思えます。以上です。

○山脇座長

今のご提案は、施策として国への働きかけを行うということ、ここに置いてはどうかということになりますか。直接、県民に働きかけるわけではないけれども、働きかけをすることが県民の意識啓発につながるということですね。

○佐藤様

これのほうがより具体的なものですよ。

○山脇座長

そうですね、県の取り組み。

○佐藤様

むしろ、この上の中ポツのほうが、こちらのほうが理念的なものも含め、意識づけを進めるという意味では、本当の具体的な県の施策ではないとは思いますが。ただ強く打ち出すということはどうかという検討をいただければと思っています。

○山脇座長

そうすると、ここに例えば「深化させることが大切です。また国に対して多文化共生社会基本法の制定を働きかけることで、県民の意識啓発につながります。」となるか。事務局はいかがですか。

○根橋国際課長

多文化共生の基本法の制定を働きかけるということ自体が、もう既にこの指針の中で謳わせ

ていただいております。それを言及するということについては、私どもとしては問題ないと思っておりますが、そこが県民の皆様の意識の浸透にどう影響するのかといったところは、今の段階ですぐには判断できませんので、ご意見を頂戴しまして検討させていただければと思っております。

○山脇座長

よろしいですか。ちょっと何か働きかけをするだけだと、県民への意識啓発としてはちょっと弱いのかなという感じがします。例えば、長野県で基本法について議論をする場を設けるとか、もう一つ、何かつながりが必要かなという気がしますが、事務局と検討させていただきたいと思います。他にはいかがでしょうか。

○根橋様

すみません、この15ページから28ページまでそれぞれ施策があり、そして県の対応部署が記載されています。

6ページにもあるように、県内77市町村に外国籍の方が暮らし、働いていることを考えると地域振興局の役割もここに盛り込んでいただきたいと思います。

それぞれの地域によって様々な課題がありますので、その課題の吸い上げ解決するとともに、様々な情報発信等々も含め、地域の担う役割は非常に重要であると思っておりますので、その辺、ご検討をいただきたいと思います。

○山脇座長

今、おっしゃられたのは地域振興局の役割も明記した方がいいということですね。

○根橋様

今、県には各地域に10の振興局がありますので、その役割を明記した方がいいのではないかということです。

○山脇座長

関係する施策に関してですね、はい、わかりました。

一点、私からご質問ですが、事務局がこれをつくった段階で、この括弧に記載されている関係課は庁内のことなので、落とした方がいいかもしれないという議論もあったのですが、私はむしろ、それぞれ担当部署がわかる方が、実際にそれをやっていただく意味でいいかと思ったのですが、皆さんはいかがでしょう。

今回、全部、それぞれ、どの課がやるかということまで明示されていて、私はその方がいいのではないかと思ったんですけども。皆さんはいかがですか。事務局は、これを残しても問題はありますか。

○根橋国際課長

私どもといたしましては、検討会なり、内部で検討いただく場面においては具体的にどの課がいいのかいう、責任を明確化する意味で明示をさせていただいたという立場でございます。基本的にこれを最終案として県民の皆様に提示する場面においては、長野県がこれを実施をする。長野県として、例えば今、お話があった地域振興局が実施をする、国際課が実施をするということではないかと思っておりますので、できれば最終案の中では消去をしていきたいと思っております。



○山脇座長

指針としてつくるときには、なくしたいということだそうです。よろしいですか。

はい、では、今、ご提案のあった地域振興局がどこで関わってくるか、今の段階ではお示しをいただければと思います。

他にご意見はありますか、よろしければ次に17、18、19ですね。こちらはいかがでしょうか。

○佐藤様

信州大学の佐藤です。17ページ、主な施策4のところの丸で、具体的な施策で地域共生コミュニケーターについて書いてあります。ボランティアが無償でこうした活動を担う「地域共生コミュニケーター」とあるんですが、今の状況、例えばベトナムに、うちの信大の留學生が通訳で行く場合、本当に無償なのか、相手であったりいろいろな患者であったり、病院であったり、病院ということはあまりないんですけども、必ずしもこの無償というのを明記することが妥当なのかどうか、本当にボランティアでと書くことも妥当なのか。

こうした様々な多文化共生の活動を担う地域共生コミュニケーターの登録を増やすとあったのですが、ボランティアが無償でというのを、ここまで強く入れるのは違和感があります。

むしろ有償ボランティアであったり、様々な人が関って本当に大変な時間とエネルギーを使って、医療通訳となると、本当に精神的にも大変なことであります。

そういった場合、これが妥当なのか、また、このコミュニケーターは、無償の仕事しかないんだったらやめるといった可能性もあります。こちら辺をちょっと考えていただければと思います。

○山脇座長

事務局いかがですか、17ページですね。

○根橋国際課長

はい、ありがとうございます。今の佐藤先生のお話、確かに多文化共生を担うボランティアはもちろん有償、無償、様々な方がいらっしゃいますし、医療通訳ボランティアも当然、有償、無償の方がいらっしゃると思います。

ここで私どもが述べているのは、地域共生コミュニケーターの登録を増やすということございまして、地域共生コミュニケーターの設置要綱上、無報酬とするといった形で登録させていただいております。その要綱を提示した上で、それに賛同していただいた県民の皆様が登録をしていただくという制度でございます。ただ、これは確かにここまで書く必要があるかという、文言については修正をさせていただきますが、あくまで地域共生コミュニケーターは無報酬でボランティアでご活躍をいただく、多文化共生の担い手ということの位置付けでございます。

○山脇座長

ありがとうございます。

地域共生コミュニケーターが出てくるのは、ここが最初ですか。そうすると何か説明があった方がいいかなと思いますが、よろしいですか。

では続いて、よろしければ18から19ですね、こちらはいかがでしょうか。

○飯塚様

18ページの施策の9番の2つ目の丸ですね、「県では、又外国人が積極的に地域活動に活動する好事例」何か難しいかなというふうに思うんですが、これも含めて、同じようなことでちよ

っと逆戻りして申しわけないんですけども、例えば17ページの、施策の5の1つ目のポツのところで、1行目の終わりのところから「生活習慣などの理解を深めるために多文化共生の理解のための学びの取り組み」という、同じ言葉がつながって出てくるというのが幾つかあるので、ここは何かうまく修正してもらえればと思いますので、よろしくお願いします。

○山脇座長

日本語がやさしくないことが所々ありますので、直しましょう。ありがとうございました。他にいかがですか。

○徳井様

具体的に計画がなされているかわからないのですが、主な施策⑧、18ページのところの丸の3行目、「多文化共生の指針に顕著な功績が認められる外国人について積極的に表彰を行い」というところで、ちょっと気になったのは、これは、個人を対象として考えていくというところで、ちょっと実現しているのか計画の中のものかちょっとわからなかったんですけども、個人に限定されるのか、あるいは団体やグループも考慮しているのか、いかがでしょうか。

○山脇座長

お願いいたします。

○根橋国際課長

これは施策として活躍している外国人のPRということにさせていただきましたので、外国人の表彰という、外国人と書かせていただきました。

実際には、例えば県民文化部長表彰というのもございます。そういったところでは、多文化共生の活動に積極的にかかわっていらっしゃる団体ですとか個人ですとか、そういった方を表彰させていただいておりますので、これはたまたま外国人にさせていただきましたが、外国人を含め、外国人のグループでも表彰の対象となるということでございます。

○山脇座長

ではこの外国人には、個人と団体と、どちらも含まれるということですね。ありがとうございました。外国人個人や団体についてにした方がいいかもしれないですね。

他にいかがでしょうか。

○佐藤様

信州大学の佐藤です。主な施策9のところの、ここのポツで書いてあるところ、こちらの理念として書いてあるところは実に妥当で今までの課題に対応したものなんですが、先ほどのボランティアのところもそうですが、この具体的な丸ですと好事例の紹介ですね。本当に大事だというふうに、必要ですというのであれば、やはり好事例の紹介だけではなく、本当の県の施策としてより具体的な取組、例えばこの町でこういうふうに、長野県内のこの町でこの時期にこういう取り組みがあるので、是非、その地域に重点的にPRを、外国由来の人に対して行うであったり、何かこう、これは先ほどの地域共生コミュニケーターというのが、無償が原則ですというふうな説明がありました。これはボランティアの確保という、一番上の施策4に関して、これだけでいいんですか。地域共生コミュニケーターという無償の問題でもいいと思っているのであれば、全く機能しない話ですよ。

そういった点、全体的な印象ですが、本当にこの具体的な丸のところ、もう少し一歩踏み込んだ、県としての施策が欲しいと感じています。

○山脇座長

その点はいかがですか、施策の9番ですね。

○根橋国際課長

ありがとうございます。確かに今、お話があります例えば9番のところでの今のお話、例えば地域における、外国人の関係のイベントでの活動を紹介したり、そういった部分について積極的に行う、そういったものを、しっかりと回す必要があるかと思えます。

それからボランティアについて、確かに地域共生コミュニケーターだけでいいのかといわれると、それだけでは確かにいけないのかもしれませんが。その辺は検討する必要があるかと思えますけれども、今現在のところ、まずは地域共生コミュニケーター、今回、1年間、休止をさせていただきまして、約180人いた方を再登録させていただいたところ60人に減ってしまった状況がございます。その辺、コミュニケーターの制度というものの自体についても検討する中で、今のご指摘にあるような無償だけではなく、有償なり、また、先ほどお話があった通訳の問題ですとか、そういったところについて、どういった形で対応できるのか、深堀が必要なんだろうというふうに、今、ご指摘を頂戴しましたので、その辺も考えてまいりたいと思っております。以上でございます。

○山脇座長

ありがとうございました。

続いて20ページ、外国人児童生徒等の日本語教育の充実についていかがでしょうか。

○徳井様

修正してくださいという意味ではなくて、意味の確認ですけれども、外国人児童・生徒とせずに、外国人児童・生徒等としたのは、日本国籍を取得していても、日本語指導が必要な児童生徒が実際いますので、そういった生徒を救うという意味合いで使っているという確認をさせていただきたいと思えます。

ちなみに長野市内では、市の教育委員会の調べですと、日本語指導が必要な外国人児童生徒は、ちょっと前の資料ですけれども64名ですが、日本国籍を持っていて日本語指導が必要な児童生徒は29名います。そうすると、日本国籍を持っていても日本語指導が必要な児童生徒が増えています。その「等」というのが、そういった日本国籍を持っている児童生徒も含んでいるという意味でよろしいでしょうか。

○根橋国際課長

おっしゃるとおりで、結構でございます。確かに長野県内で、今現在、先ほど日本語指導が必要な外国籍の生徒というのは500人程度と申し上げました。現在512名、また日本国籍の児童・生徒で、日本語指導が必要な者は153名、合計で665名ということでありまして、それを含めまして等ということになります。

○徳井様

付け加えですけれども、無国籍の生徒がおります。付け加えさせていただきます。

○山脇座長

ありがとうございました。他にいかがでしょうか。

○池田様

上田市教育委員会の池田でございます。前回の議事録を見せていただくと、日本語指導と教科指導との兼ね合いについて議論されていたと思うんですが、その点について、様々な状況の子どもがいて、それに応じた指導の必要性に触れていただいています。特に進学を希望している子どもたちもいるということで、とてもありがたいことだと思います。

次に細かいことですが、先ほどご指摘のあった、一番上の「施策の柱」の「等」のことですが、「日本語教育等の充実」にも等がついているんですが、前の14ページでは等がついていません。これは例えば教科指導とか、その子に応じたいろいろなものの教育があってもいいという意味で等をつけていただいているのでしょうか。

○山脇座長

この重点のところの日本語教育等ですね、ではお願いいたします。

○事務局

多文化共生係長の増尾です。様々、日本語のゆれがあったり修正があったりして申し訳ありません。

このところは、14ページの柱のところのとおり後ろに「等」をつけてない書き方を採用したいと思っております。外国人児童・生徒等の日本語教育の充実ですけれども、「等」が2つ、一つの文の中にあるのはわずらわしいのと、それから、これを全部含んだ施策をここでやりたいと思っています。そういった施策を全部、含んだものをここでやるというふうにご理解いただければと思います。

○池田様

はい、様々な施策を考えていただいているということで「等」は必要ないと思いますので、削っていただくということでいいと思います。以上です。

○山脇座長

そうすると20ページの一番上の重点のところに来ている、「日本語教育等」の等を取るということでもよろしいですか。他にいかがでしょうか。

○佐藤様

信州大学の佐藤です。20ページの主な施策、13ですけれども、ここにポツがなく丸があるんですね。具体的という、实际的に、ここに書いてあるこの丸のところは「姿勢を育てます」が最後になっているように、いわば、それまでの例えば施策10であればきちんとした、これは具体的な施策だと思います。教室を設置する、教員を養成する、それから教員研修を充実させる。

ただ、この13に関して極めて大事なポイントだと思います。多文化共生の視点に立った教育を、日本人の児童に対しても、もちろん外国由来の児童に対しても行うということ、ここがちょっと施策では理念的なものしか書いていない。ここにについて、ちょっと次回までに検討を、具体的な施策を検討いただきたいと思います。

○山脇座長

つまり、今、丸になっているんですけれども、これは丸というよりは、ポツではないかということですね。事務局いかがですか。

○根橋国際課長

これは学習指導要領上の新しい多文化共生の学習の部分について、抜き書きをさせていただいている部分がございます、それについて確かに理念なのか丸なのかといわれると、ちょっと難しい部分があると思います。

これについては教育全体、その子どもさんをどのように育てていこうかという指導の方針といった形で記載させていただいているということだけご説明をさせていただければと思っております。

○山脇座長

そうですね、どっちかという、これは丸よりもポツなのかなと私も思います。

ちなみに先ほどの日本語教育の国の基本方針の資料には、日本人と外国人が共に学び、理解し合える授業の実施ということが入っております。国としてもそうした共生を目指した教育を学校で行っていくという方向性が出ておりますので、ここで長野県もそうした取り組みが可能なのかなと思います。

すみませんが、もう4時になってしまいましたが、あと10ページ近くあります。まず22、23ページで何かございますか。地域における日本語教育の充実、それは皆さん関心の高いところだと思いますので、ご意見いただきたいと思います。

特に今日、まだご発言がない方、いかがですか。

○春原様

質問です。22ページです。施策14の、丸のところですが「県では」というところ、ボランティアの紹介まで、県が担うということをお考えなんでしょうか。

○山脇座長

どうぞ。

○根橋国際課長

先ほどご説明させていただきましたとおり、昨年度から日本語交流員という、日本語指導の一定の知識を有しながら、多文化共生について様々な研修をさせていただいているボランティアの方の養成を進めております。現在、100名程度、養成が終了しておりますので、こういった方を将来的には地域の日本語教室の方に、長野県として紹介をしていきたい。そのために、ここにあります日本語教育等人材バンクを創設をしていきたいということでございます。以上です。

○山脇座長

よろしいですか。ありがとうございました。他にいかがでしょうか。よろしければ、続いてやさしい日本語ですね、24、25ページの情報の多言語化、こちらはいかがでしょうか。

はい、どうぞ。

○徳井様

やさしい日本語をこれから普及させていこうとすることに賛同します。

ただ、もしかして、少し紛らわしくなってしまうのかなと思ったのが、学校教育現場のやさしい日本語というところを書いてあるのですが、実際に学校教育の日本語教育の現場で教材をリライトして使うリライト教材という方法もあって、学校教育現場といった時に、教育内容のことに取り違えてしまうと紛らわしくなってしまうのかと思いました。以上です。

○山脇座長

ここを修正した文案が何かありますか。日本語教育の初期指導というところですね。

○徳井様

そうですね、日本語教育の初期指導とすると、リライト教材となってしまいます。そこを検討していただきたいです。

○山脇座長

保護者に対するコミュニケーションとして、やさしい日本語を使うというのは非常に有効ですよ。

○徳井様

日本語教育の初期指導といってしまうとリライト教材になってしまうと思いますので、保護者に対してやさしい日本語を使うというように限定した方がいいと思います。

初期指導で使うとすると、現在、普及しているリライト教材と混同するおそれがあると思います。

○山脇座長

事務局はいかがですか。

○根橋国際課長

ご指摘を踏まえて、修正させていただきます。

○山脇座長

ありがとうございます。他に、24ページはよろしいですか、どうぞ佐藤様。

○佐藤様

全体的には非常に納得していますが、やはり「普及を図ります。研修を実施します。」という繰り返しが多いと思います。やさしい日本語については、島根県であったり、柳川であったり、そこでつくっているホームページが全国で使われている。私は、悔しいことに信州大の学生に島根県のホームページを紹介してこれで勉強するよう話している。それは非常に悔しいんですよ。

ですから、この5年間という期間で、例えばやさしい日本語の信州版、長野県の外国由来の人向け、そして信州の方言も取り入れた、そういったものをつくるといった施策もよろしければ。

○山脇座長

今後、そういう施策もやってほしいというご意見ですね。ありがとうございます。

○根橋様

25ページの情報の多言語化ですが、この中にも盛り込まれていると思いますが、やはり防災に関する、日常の視点、広報等で多言語対応等もご検討いただきたいという提案です。

28ページにもあるんですけども、日常的な情報という文言でいくと、この中にも防災という視点を入れた方がいいんじゃないかなと思います。

○山脇座長

事務局、よろしいですか。ありがとうございます。

それでは続きまして相談体制の充実、26ページ、いかがでしょうか。

こちらは10月にオープンしたセンターの話があるんですけども、ご意見、どうぞ。

○君島様

26ページではないんですけども、先ほどの25ページの主な施策の丸の21の翻訳者を必要とするというところですけども、一番下の利用の構成のところ通訳者になっているんですけども。

○山脇座長

25ページの一番下ですか、では直していただきたいと思います。ありがとうございます。

他に26ページ、よろしければ27ページ、労働環境の整備ですね、こちらはいかがでしょうか。

○徳井様

27ページの主な施策26、27。この2つは両方とも企業がとか、企業に対するとありますが、実際に労働局等で、外国人労働者の相談に乗っているというお話を聞いたことがありますので、外国人労働者が相談するというような、そういった視点の施策があるといいかなと思いました。

○山脇座長

外国人が相談することができる、そういう場ですね。

○徳井様

そうです。そこがこの施策の柱に相当するか、あるいは、この、もう一つ前の相談体制の充実のところに入れたほうがいいのか、そのどっちに入れればいいのか。ただ労働相談ですね。

○山脇座長

外国人の労働相談の位置付けというのは、どこになりますか。

○根橋国際課長

基本的に長野県多文化共生相談センターは労働相談も受け付けておりますし、必要であれば、労働関係部局につなげるということになっておりますので、そちらの方に言及するような形にさせていただきます。

○徳井様

そうしますと、先ほどの相談体制の充実のところに入るということでしょうか。

○根橋国際課長

22です。

○徳井様

わかりました。

○根橋様

私もそこがちょっと気になったんですけども。書き方として外国籍の方の相談に応じているような文言が、どちらかという与企业ですとか、受け入れ側の方の書き方になっているというのがちょっと気になりましたので、その辺、訂正をお願いしたいと思います。先ほどお話が

あった電話相談窓口の方も、私たちも労働相談を受け付けていますし、それぞれの多様な皆さんも様々な相談を受けています。多様な相談を適正な先につなぐということに加えて、多様な相談の機関と連携等々も、是非記載いただければなと思っています。

27ページの施策の27のところ familial な処遇とあるのですが、この familial な処遇というのは何を意味するのでしょうか。

○山脇座長

事務局いかがでしょうか。

○労働雇用課

労働雇用課の宮澤と申します。

familial な処遇というところですが、例えば、受け入れた外国人の方のご家族と社長さんと交流していただくとか、後は、住宅を借りるときに、一緒に大家さんのところにごあいさつに行ってもらおうとか、そういったことを想定した文言になっています。

○山脇座長

ちょっとわかりにくいような気がしますけれども、いかがでしょうか。

○根橋様

そうですね、その職場においてというのが最初に来ていますので。日常的なコミュニケーション、関係構築がありますので、そのうえで familial な処遇ということは、何か変な方向に一人歩きしてしまう危険性もあるかなと考えますが。

○徳井様

「職場において」というのは「いきいきと働いてもらうためには」にまでかかっている、その次が違うんじゃないでしょうか。「職場において」が全てにかかっているわけではないのでは。

○根橋様

それはそうですね。

○山脇座長

familial な処遇というのは、ちょっと誤解を招きかねない表現なので、これは避けていただきたいと思います。

では続いて28ページですね。時間をオーバーして申しわけございません、あと28ページ、生活支援に関してご意見がございましたらどうぞ。

○飯塚様

長野県医師会です。訂正していただきたいところがあるんです。この施策の28の一番下の行ですね。「訪日外国人についても」というところを「訪日外国人については」「は」にしたいと思うんですが。

○山脇座長

ありがとうございます。他にいかがでしょうか。よろしいですか。

では続いて29ページ、最後の部分です。



○徳井様

29ページの3、教育機関のところですね、最初に「次世代を担う全ての外国人児童生徒等に対し、日本語教育を行うことが重要です。」これは全ての外国人児童生徒が日本語指導を必要なのではなく、本当にそのうちの一部の児童生徒が必要なんですね。

日本語教育が必要でない児童生徒もいますので、これは「全ての日本語指導が必要な児童生徒に対し」の方がいいと思います。

○山脇座長

ありがとうございます。そうですね、よろしいでしょうか。修正していただいて。どうぞ、では順番に。

○池田様

同じ場所であります。29ページの3番「教育機関」のところ、先ほど佐藤先生からご指摘のあった主な施策の13、全ての子に対して多文化共生の視点に立った教育の充実を進めることを、ここでも大事にしていきたい。

○山脇座長

ここに書きこむということですね。わかりました。ありがとうございます。他はいかがでしょうか。

○市村様

長野市の市村です。文言の修正とかはいろいろあると思うんですが、私、個人的には、この施策の方向性や柱、取組施策、この辺はすごくバランスがよくまとまっている指針になっているなと思っています。

その中で、この29ページに特に、書き入れてくださいということではなく、おそらくアクションプランの中に入れてくると思うんですが、我々自治体職員としてはこういった素晴らしい指針ができたので、自治体職員が共有して、そういう意識を持つ、あるいは市民と接する末端の組織として指針の内容を理解することが重要です。施策が浸透していくためには施策を共有する研修会、意見交換会などを、1年に少なくとも1回ぐらい、現場の声を聞いたりとかということで共有を図っていくことが非常に大事だと思います。是非、ここに書かなくてもアクションプランの中に入れていただけるとありがたいです。以上です。

○山脇座長

ありがとうございます。一応、県の2つ目に「指針に沿った取り組みが県内に広がるよう、市町村、関係機関等との連携を強化する取組。」があります。具体的な取組をしていくということですね、ありがとうございました。

他にいかがでしょうか、はい、どうぞ。

○根橋様

30ページ、関係機関のところ、労働団体も入れていただいておりますが、経営者に要求するとか、要求して改善するという表現よりは、この辺は削除していただいて、この部分は「環境整備を、労使一体となつて行われます」としていただいた方がいいのかなと考えます。

あと、下段の7の企業のところについて、それぞれの項目、企業と労働団体が一体となつて推進しておりますので、ここに中ボツの労働団体と入れていただけないかなというお願いでございます。

○山脇座長

そうですね、7の企業に、一つ追加するということですか。

労働団体は、関係機関の4番にも出てきますが、7にも書いたほうがよろしいのでしょうか。

○根橋様

そうですね、まあ個別企業、上にも経済団体というところがあるかと思いますが。

企業の中でということであれば、それで。

○山脇座長

よろしいですか、はい、ありがとうございました。

後はいかがでしょうか。

○飯塚様

長野県医師会の飯塚です。これは、全体を通して統一して欲しいんですか、30ページの8の2行目のポツのところに「文化の違いを尊重し理解して」ということですね、「理解し、尊重する」のか、どっちかに統一していただければありがたいと思います。よろしくをお願いします。

○山脇座長

これは揃っていないということですね。チェックをお願いしたいと思います。

よろしければ最後にこの概要版、それから、さっきペンディングになった違いをどうするか、そこに戻って申し訳ありません。時間が大幅にオーバーしておりますが、あと数分、おつき合いただければと思います。

まず概要版に関して内容を網羅したものになっていると思うんですが、ご意見があればお聞きしたいと思います。ツリーもよろしいでしょうか。

次の一番上の「取り組むところがたくさんある」は、「ところ」があいまいな感じがするのですが、よろしいでしょうか。

もし、概要版がよろしければ、後は先ほどの「しんしゅう多文化共生新時代とは」で、「国籍や生活習慣の違いを受け止め」なのか、国籍や文化の違いを受け入れ、認め合いなど、幾つかあったんですが、どうでしょうか。

生活習慣と文化はどちらのほうがよろしいですか、生活習慣のところ、文化でいいと思うんですけども、よろしいですか、ここは。

あとは受け止め、受け入れ、どちらがいいのか、事務局としてご意見はありますか。こちらについて、前回の指針との整合性ということですね。

○根橋国際課長

受け入れるというのが前回の指針で、先ほどお話がありましたけれども、受け入れるというと全て一方的に、自分の意見ではなくて、そのご意見をというような形があるので、できれば、例えば認め合うですとか、その両者が、今回はその生活環境整備というか、外国人の皆さんの生活支援をするということではなくて、両者がお互いにこれからの社会を創っていくということで、それをコンセプトにした指針をつくっていきたいと考えておまして、是非、例えばお互いが認め合うといった方が。

○山脇座長

総務省のプランは、「お互いに認め合い」ですね。

そうすると、認め合いでいきますか、いかがでしょう、よろしいですか。

では、そういうことで認め合いにしたいと思います。

すみません、今日は私の進行の不手際で、時間内に収まらなくて本当に申し訳ございませんでした。駆け足になりましたが、一通り議論が出来ましたので、本日はこれで終了したいと思います。

皆さん、どうもありがとうございました。では、進行を事務局にお返ししたいと思います。

### 3 閉 会

#### ○春原企画幹

山脇座長、ありがとうございました。

本日は様々なご意見をいただきまして、大変、事務局としては助かっております。また、いただいたご意見につきましては、文の不一致、文言の不一致等、見直しさせていただきまして、また改訂案につきましては、後日、皆様にお送りさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それではここで検討会終了にあたりまして、花岡国際担当部長よりごあいさつを申し上げます。

#### ○花岡国際担当部長

ただいまご紹介がありました、県民文化部国際担当部長をしております花岡徹と申します。どうぞよろしくお願いいたします。私から、一言、皆様方に御礼を申し上げたいと思っております。

まず山脇座長様をはじめ、皆様方には非常にお忙しい中にもかかわらず、本年6月の第1回目の検討会から、毎回非常に熱心なご議論、ご意見を賜りまして大変ありがとうございました。

皆様方からいただきました非常に多岐にわたる知見、ご意見、こういったものを是非とも多文化共生推進指針の中に盛り込みたいと思っておりますし、大変、熱心なご意見等につきまして改めて感謝を申し上げるところでございます。

山脇座長さんにおかれましては、最終案のまとめのところまで引き続きご指導を賜りたいと考えておりますので、是非ともよろしくお願いいたします。

皆様方のご意見に基づきまして策定いたします今回の改定の指針につきましては、長野県の持続可能な多文化共生の実現、それに資するように、各施策を展開してまいりたいと考えております。

最後になりますが、皆様方におかれましては、今後もあらゆる機会を捉えまして私どもにご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げますとともに、皆様方のますますのご活躍を祈念いたしまして、私からの御礼のごあいさつとさせていただきます。

どうもありがとうございました。

#### ○春原企画幹

以上でございますけれども、事務局から何かありますでしょうか。

それでは、本日の議事は以上で終了となります。長時間ありがとうございました。これで閉会といたします、ありがとうございました。